学費等納入金の口座振替について（ご案内）

入学年度後期以降の学費等納入金は、口座引落により納入いただきます。

1. 口 座 引 落 日

〈 前 期 〉 学 費 等 納 入 金	**毎 年　4 月 27 日** ※「高等教育の修学支援新制度」対象者は **7 月 27 日**
〈 後 期 〉 学 費 等 納 入 金	**毎 年　10 月 27 日** ※「高等教育の修学支援新制度」対象者は **12 月 27 日**

- **上記の引落日が金融機関の休日等にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。**
- 引落手数料は本学が負担します。
- 引落口座の通帳には、ゆうちょ銀行の場合：「ガクヒトウ自払」、その他の金融機関の場合：「ＳＭＢＣ（ガクヒトウ」と表示されます。
- 口座引落日前に、通知文書の郵送はいたしません（各年度の引落日等の日程は、本学ホームページ・掲示板等でお知らせします）。引落日の前営業日までに、ご登録の引落口座への資金移動をお願いいたします。
- 口座の残高不足等により引落しができなかった場合、督促状と振込依頼書を在学保証人の方の住所に送付しますので、早急にお振込みください（振込手数料はご負担ください）。
  督促後も未納の場合、東海学院大学学則第 55 条／東海学院大学短期大学部学則第 50 条の規定により、除籍の対象となります。
- 本学窓口での現金収納は行っておりません。
- 本学規則に基づく授業料免除・徴収猶予の申請をされた方の引落日は、判定結果とともに個別に通知します。
- ご登録いただいた口座は、修学支援制度等の免除金還付にも使用いたします。

2. 引 落 口 座 の 変 更

下記の期間に限り、変更手続きができます。

申請窓口：「学生生活課」（土日・休校日を除く 9:00～18:00）
新しい「預金口座振替依頼書」を受け取り、あらためて引落口座を登録してください。

次年度 4 月 27 日以降 の引落しから 変更を希望する場合	2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
10 月 27 日以降 の引落しから 変更を希望する場合	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日

3. 引 落 金 額 の 確 認 方 法

ご入学後は、学生 Web の「Web 学生カルテ」メニューより、当該年度の学納金の金額・引落日を確認することができます。（公開予定：5 月頃）

メイン画面に表示される「関連情報」の中から、「学納金情報」を選択してください。
※ 新年度の情報は、毎年４月１日より参照できます。
（学生 Web は本学の学生本人のみが利用できるシステムです。）

- 「高等教育の修学支援新制度」申請者、「本学独自の奨学金-継続審査」対象者、「本学規則に基づく授業料免除・徴収猶予制度」申請者の引落金額・引落日は、それぞれの審査結果の通知（在学保証人の方の住所に郵送）をもって確定します。学生 Web 参照の時期により、確定前の金額が表示されることがありますので、必ず通知書類にてご確認ください。
- **学生 Web の使用方法は、入学後の「教務課」ガイダンスにてご案内します。ユーザーID・パスワードは、学生本人のみに発行されます。在学保証人・学資負担者様との情報共有をお願いいたします。**

4. 納 入 証 明 書 の 発 行

原則として、ご登録口座の通帳への印字をもって納入証明といたします。
特段の事情により「学費等納入証明書」の発行を希望される場合は、ご相談ください。

ご入学後の学費等納入金に関するお問い合わせ先

東海学院大学・東海学院大学短期大学部
学生部　学生生活課（学費担当）
TEL：058-389-2200

- 入学手続に関するお問い合わせ ⇒ 入学試験課
- 資格課程履修費に関するお問い合わせ ⇒ 教務課

※ ※ このご案内は、卒業まで大切に保管してください。※ ※